別紙１

仕様書

１　業務名　　第３中継ポンプ場ほかポンプ井等清掃業務

２　実施場所　　下関市上新地町五丁目1番13号ほか

３　契約期間　　契約締結日から令和９年２月２６日まで

４　内容　　筋ヶ浜処理区の各ポンプ場ポンプ井等の堆積物除去及び清掃一式

(1) 清掃場所は下記ポンプ場とする。

ポンプ場名	清掃場所	汚泥等数量
第３中継ポンプ場	ポンプ井	約27㎥
筋川中継ポンプ場	~~沈砂池~~	~~約18㎥~~
	ポンプ井	約8.3㎥
伊崎中継ポンプ場	沈砂池	約3.9㎥
	ポンプ井	約6.5㎥
筋ヶ浜中継ポンプ場	沈砂池	約7.7㎥
	ポンプ井	約4.2㎥
竹崎中継ポンプ場	ポンプ井	約57㎥

(2) 筋川中継ポンプ場は沈砂池、ポンプ井を隔年交互に清掃する。
（今回はポンプ井を実施）

(3) 竹崎中継ポンプ場ポンプ井清掃は夜間作業とする。

(4) 汚泥等数量は参考数量であり、比重等により数量が増減する。

(5) 汚泥等の運搬先については、発注者と打合せた上で、筋ヶ浜終末処理場、山陰終末処理場のどちらかに搬入すること。

(6) 以下の図面を参照すること。

ア　実施場所：別図１～別図１０

イ　沈砂、汚泥投入場所：別図１１、別図１２

５　提出書類　　(1) 写真（作業前、作業中、作業完了後の状況が確認できるもの）

(2) 酸素欠乏・硫化水素作業主任者技能講習修了証の写し

(3) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

(4) 酸素硫化水素濃度測定器校正記録

(5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ａ票、Ｂ２票

(6) 業務完了届（以下の項目について記載されたもの）

ア　業務名

イ　契約日

ウ　契約期間

エ　契約額

オ　完了年月日

提出された業務完了届に基づく検査に合格した後、支払うものとする。

(7) その他発注者が指示するもの

6　注意事項

(1) 第３中継ポンプ場及び筋ヶ浜中継ポンプ場については、作業の１週間前までに自治会長及び近隣住民へ対して広報ビラの配布及び口頭での説明を十分に行うこと。

(2) 第３中継ポンプ場については、道路使用許可申請等の手続を行い交通誘導警備員を３名以上配置すること。また、それ以外の中継ポンプ場の作業においても必要な場合は、同様の手続及び交通誘導員の配置を行うこと。

(3) 関係各種法令を厳守し、安全に作業を行うこと。

(4) ポンプ場の運転等に、支障を与えないこと。

(5) 業務の実施に当たっては、発注者の指示に従うこと。

(6) 清掃作業は、可能な限り短時間で終了すること。

(7) 業務において必要な機材は、受注者の負担とする。

(8) 作業場所は、第二種酸素欠乏危険作業箇所のため、酸素欠乏・硫化水素作業主任者を配置し、酸素、硫化水素濃度を随時測定し、作業環境が安全であるかを確認すること。

(9) 天候の急変等の不測の事態が発生した場合には、作業中止を指示することがある。

(10) 作業に必要な軽微な電源（ＡＣ１００Ｖ）、上水については、棟屋内のコンセント及び近隣の散水栓より支給するが、効率的に作業を行い、その使用は最小限にすること。

(11) 未処理汚水に接触する作業については、現場の状況に応じた適切な保護具等を選定し、安全衛生管理に努めること。